

男鹿市訓令第 17 号

男鹿市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 9 月 26 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市事務決裁規程の一部を改正する訓令

男鹿市事務決裁規程（平成 19 年男鹿市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 課長 男鹿市行政組織規則に規定する課長 <u>及び支所長</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 課長 男鹿市行政組織規則に規定する課長をいう。</p>
<p>第 4 条 <u>削除</u></p>	<p><u>(若美支所長専決事項)</u> 第 4 条 若美支所長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) <u>証明書の交付に関すること。</u> (2) <u>埋火葬及び斎場使用許可に関すること。</u> (3) <u>改葬許可に関すること。</u> (4) <u>自動車臨時運行の許可に関すること。</u> (5) <u>国民健康保険被保険者の資格に関すること。</u> (6) <u>老人医療費の受給者証の交付に関すること。</u> (7) <u>福祉医療費の受給者証の交付に関すること。</u> (8) <u>庁用自動車の運行管理に関すること。</u> (9) <u>所属職員の年次有給休暇に関すること。</u> (10) <u>所属職員の出張命令（県外出張を除く。）に関すること。</u></p>

改正後					改正前																																																																								
<p>(地域コミュニティセンター所長専決事項)</p> <p>第5条 地域コミュニティセンター所長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) 個別決裁事項及び専決事項 (注) ○印はすべての事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課等</th> <th rowspan="2">決裁(専決)事項</th> <th rowspan="2">市長</th> <th colspan="3">専決権限を有する者</th> </tr> <tr> <th>副市長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画政策課</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">若美支所</td> <td>証明書の交付に関する事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>埋火葬及び斎場使用許可に関する事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>改葬許可に関する事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動車臨時運行に関する事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険被保険者の資格に関する事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>老人医療費の受給者証の交付に関する事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					課等	決裁(専決)事項	市長	専決権限を有する者			副市長	部長	課長	企画政策課	(略)					若美支所	証明書の交付に関する事				○	埋火葬及び斎場使用許可に関する事				○	改葬許可に関する事				○	自動車臨時運行に関する事				○	国民健康保険被保険者の資格に関する事				○		老人医療費の受給者証の交付に関する事				○	<p>(1) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。</p> <p>(2) 軽易な陳情、申請、照会及び回答に関する事。</p> <p>(出張所長専決事項)</p> <p>第5条 出張所長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 諸証明の交付に関する事。</p> <p>(2) 埋火葬及び斎場使用許可に関する事。</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) 個別決裁事項及び専決事項 (注) ○印はすべての事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課等</th> <th rowspan="2">決裁(専決)事項</th> <th rowspan="2">市長</th> <th colspan="3">専決権限を有する者</th> </tr> <tr> <th>副市長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画政策課</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務課～建設課</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					課等	決裁(専決)事項	市長	専決権限を有する者			副市長	部長	課長	企画政策課	(略)					総務課～建設課	(略)				
								課等	決裁(専決)事項	市長	専決権限を有する者																																																																		
副市長	部長	課長																																																																											
企画政策課	(略)																																																																												
若美支所	証明書の交付に関する事				○																																																																								
	埋火葬及び斎場使用許可に関する事				○																																																																								
	改葬許可に関する事				○																																																																								
	自動車臨時運行に関する事				○																																																																								
	国民健康保険被保険者の資格に関する事				○																																																																								
	老人医療費の受給者証の交付に関する事				○																																																																								
課等	決裁(専決)事項	市長	専決権限を有する者																																																																										
			副市長	部長	課長																																																																								
企画政策課	(略)																																																																												
総務課～建設課	(略)																																																																												

改正後					改正前				
総務課～建設課	福祉医療費の受給者証の交付に関すること。				○				
	庁用自動車の運行管理に関すること。				○				
	所属職員の年次有給休暇に関すること。				主幹以下（主幹の8日以上を除く。）				
	所属職員の出張命令及び復命に関すること。				○				
	所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。				○				
	軽易な陳情、申請、照会及び回答に関すること。				○				
総務課～建設課	(略)								
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。									

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。